

中華人民共和國個人獨資企業法（抄録）

1999年8月30日（公布）

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

中華人民共和国個人独資企業法（抄録）

（1999年8月30日中華人民共和国主席令第20号公布）

第3章 個人独資企業の投資者及び事務管理

第20条 投資者に委任或いは招聘された個人独資企業の事務管理をする担当者は、以下の行為をしてはならない。

- （1）職務上の便利性を利用して、搾取或いは賄賂を受けること。
- （2）職務或いは工作上的の便利性を利用して、企業の財産を侵犯すること。
- （3）企業の資金を流用し、個人で使用したり或いは他人に貸借すること。
- （4）勝手に企業の資金を個人の名義或いは他人の名義にして口座を設けること。
- （5）勝手に企業の財産を担保として提供すること。
- （6）投資者がまだ承認されていない本企業と互いに競争して業務を行うこと。
- （7）投資者がまだ承認されていない本企業と契約を締結し或いは取引を行うこと。
- （8）投資者がまだ承認されていない企業の商標或いはその他の知的財産権を勝手に他人に譲渡し使用させること。
- （9）本企業の商業秘密を漏らすこと。
- （10）法律・行政法規に基づいて禁止された、その他の行為を行うこと。